

# 短時間保育

## 基山町保育料徴収金額表（令和元年10月1日以降適用）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）（円）		
階層区分	定義	0歳児	1・2歳児	3歳児以上
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
第2階層	第1階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0	0	0
第3-1階層	均等割のみ課税世帯	13,700 (6,800)	13,100 (6,500)	0
第3-2階層	0円以上 48,600円未満	19,100 (9,500)	18,100 (9,000)	0
第4-1階層	48,600円以上 65,000円未満	22,600 (11,300)	22,000 (11,000)	0
第4-2階層	65,000円以上 81,000円未満	26,000 (13,000)	25,400 (12,700)	0
第4-3階層	81,000円以上 97,000円未満	29,400 (14,700)	28,900 (14,400)	0
第5-1階層	97,000円以上 121,000円未満	34,200 (17,100)	33,100 (16,500)	0
第5-2階層	121,000円以上 145,000円未満	38,900 (19,400)	37,300 (18,600)	0
第5-3階層	145,000円以上 169,000円未満	43,700 (21,800)	41,500 (20,700)	0
第6-1階層	169,000円以上 213,000円未満	49,100 (24,500)	45,700 (22,800)	0
第6-2階層	213,000円以上 257,000円未満	56,500 (28,200)	51,800 (25,900)	0
第6-3階層	257,000円以上 301,000円未満	59,900 (29,900)	56,000 (28,000)	0
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	61,900 (30,900)	56,000 (28,000)	0
第8階層	397,000円以上	61,900 (30,900)	56,000 (28,000)	0

※ 児童の年齢については、入所年度の4月1日現在の年齢をもって、その児童の年齢となります。

### きょうだい児童が入所する場合

2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援等のサービスを利用している場合、保育料は次の表により計算した額となります。

1人目の児童	徴収金額表に定める額〔徴収金額(月額)欄の上段の額〕
2人目の児童	徴収金額表に定める額×0.5(100円未満切捨)〔徴収金額(月額)欄の下段の( )内の額〕
3人目以降の児童	0円

※ きょうだい数は年齢の高い順

## 保育料について

### ひとり親世帯や障がいのある方がいる世帯の場合

母子家庭・父子家庭などのひとり親家庭の世帯や、障がいのある方（児童）がいる世帯のうち、徴収金額表で第3階層から第4-2階層（所得割額が77,101円未満に限る）までの階層に認定された場合は、次の表による保育料を適用します。

階層区分		徴収金額（月額）（円）	
		0歳児	1・2歳児
第3-1階層 （要保護）	均等割のみ課税世帯	6,000	4,500
第3-2階層 （要保護）	所得割額 48,600円未満	7,000	5,500
第4-1階層 （要保護）	48,600円以上 65,000円未満	8,000	6,500
第4-2階層 （要保護）	65,000円以上 77,101円未満	9,000	7,500

### 第3子以降の児童が入所する場合

- ・小学校3年生以下の子を3人以上扶養している場合、第3子以降の保育料は無料となります。
- ・学生及び18歳以下の子を3人以上扶養している場合、第3子以降の保育料は徴収金額(月額)欄の下段の（ ）内の額となります。

**月途中の入退所の場合** 月途中の入所や退所の場合、保育料は下記算式での日割り計算となります。

$$\boxed{\text{日割計算式}} = \boxed{\text{月額保育料}} \times \boxed{\text{通所日数}} (\text{通所日数が25日を超える場合は25日}) \div \boxed{25\text{日}}$$

### 保育料に関するお願い

- ① 保育料は、父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者に限る）の合計市町村民税額等及びお子様の年齢により算定します
- ② 4月～8月分の保育料は、前年度分の市町村民税にて算定し、9月～3月分の保育料は、当年度の市町村民税にて算定します。年度中に市町村民税額の更正等があった場合、保育料がさかのぼって変更となる場合があります。  
※ 保育料算定では、住宅借入金（取得）特別控除などの税額控除の適用は受けられません。
- ③ 保育所在籍中は、欠席（長期含む）された場合でも保育料は全額納付していただきます。



保育料は保育所を円滑に運営するために納入していただいております。  
保育料を滞納され、納入指導に従っていただけない場合、金融機関や勤務先への照会后、預貯金・給与の差し押さえを実施することになります。  
お子様に充実した保育環境を提供できるようご協力をお願いします。